

情報

- お願い
- お知らせ
- 募集



〈お問い合わせは〉

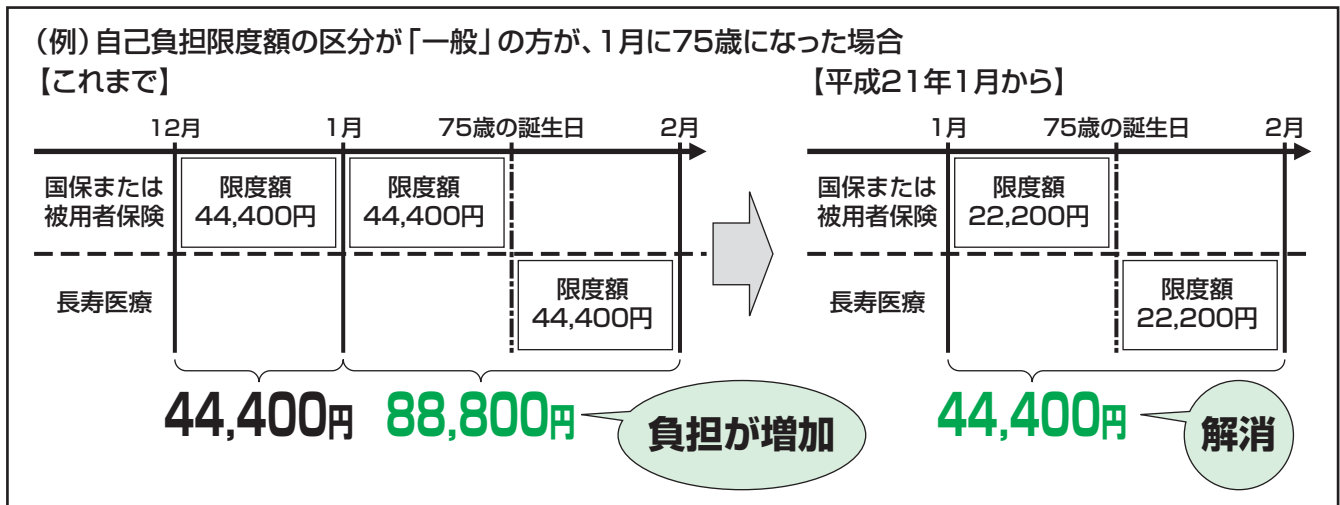
役 場	☎388-1111	教育文化課 学校教育担当	☎388-3926
	FAX387-5816	松 枝 公 民 館	☎387-0156
福祉健康センター	☎388-7171	総 合 会 館	☎387-8432
福 社 会 館	☎387-1121	歴 史 民 俗 資 料 館	☎388-0161
児 童 館	☎388-0811	ふ ら っ と 笠 松	☎388-2355
子育て支援センター	☎387-0561	中 央 公 民 館	☎388-3231
(町体育協会事務局)		町社会福祉協議会	☎387-5332

75歳の誕生月の自己負担限度額について

住民課

1カ月(同じ月)の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。これまで、75歳の誕生日を迎えられた方は、誕生月に「誕生日以後の長寿医療制度」と「誕生日前の医療保険」と2つの制度に加入することになるため、自己負担限度額を二重に負担することがありました。平成21年1月からは、75歳の誕生月について、それぞれの制度の限度額を半分にすることにより、負担が二重になることが解消されました。

【問合せ先】住民課



福祉医療費助成事業(乳幼児・児童・生徒)の改正

福祉健康課

町では現在、子育て支援の一環として、疾病の早期発見・治療を促進するとともに保護者の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行っています。平成21年4月1日から、外来の医療費助成対象年齢についても入院と同様、15歳(中学3年生)年度末までとなります。

なお、現在の年長相当児から中学2年生までの方には、3月末日までに新しい受給者証を送付しますので、4月1日以降は送付された受給者証を医療機関などに提示し使用してください。

福祉医療費受給者証		乳幼児・児童・生徒
受給資格者番号		
受給資格者	居住地	岐阜県
	氏名	
	生年月日	平成 年 月 日生
有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
発行機関名及び印	岐阜県	
	笠松町長 ㊟	
交付年月日	平成 年 月 日	

←「生徒」の表示がされます

←15歳(中学3年生)年度末に変わります

	平成21年3月まで	平成21年4月から
外来	0歳から10歳(小学4年生)年度末まで	0歳から15歳(中学3年生)年度末まで
入院	0歳から15歳(中学3年生)年度末まで	